平成２５年（再イ）第１７号
静岡県富士市伝法422番地の６
再生債務者　石井　章子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月17日
静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２５年（再イ）第１９３号
名古屋市西区中小田井３丁目214番地　ロイヤルタウン203号
再生債務者　吉澤　昌祥
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２０８号
名古屋市中川区福川町３丁目１番地の64
再生債務者　池田　陽子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１４号
堺市美原区北余部267番地48
再生債務者　北本　義之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月14日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第７号
兵庫県伊丹市東野１丁目30番地５
再生債務者　阿部企画こと　阿部　和人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月14日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第２３号
北海道北斗市中央１丁目１番11号
再生債務者　中尾　光希
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月17日　函館地方裁判所

平成２５年（再イ）第２２号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目30番15―909号
再生債務者　佐藤　　健
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月17日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（再イ）第６７号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目26番２号
再生債務者　河本　　篤
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月17日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第１７号
長崎県佐世保市船越町948番地
再生債務者　末竹　勝徳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月17日
長崎地方裁判所佐世保支部

独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定の一部変更

独立行政法人都市再生機構公告第２号
平成16年７月１日付独立行政法人都市再生機構公告第１号において公告した「独立行政法人都市再生機構の業務に係る不動産に関する権利の登記を嘱託する役員及び職員の指定」の一部を下記のとおり変更したので、公告する。
平成26年３月31日
独立行政法人都市再生機構
理事長　上西　郁夫
記
「独立行政法人都市再生機構の都市開発事務所長
独立行政法人都市再生機構の営業所長
独立行政法人都市再生機構の事業本部長」を「独立行政法人都市再生機構の統括営業事務所長
独立行政法人都市再生機構の担当推進役」に改める。

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構九州支社公告第５号
平成19年９月20日独立行政法人都市再生機構九州支社公告第１号で公告した道路新設工事を次のとおり完了するので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。
平成26年３月31日
独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　板井　秀行
記
１　特定公共施設の種類及び名称
福間都市計画道路事業３・４・14号松原上西郷線
２　工事施行区間
起点　福津市中央６丁目2664番地の１先
終点　福津市花見が丘１丁目170番地の２先
３　工事の種類　道路新設工事
４　工事完了の日　平成26年３月31日

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部千葉業務部第１号
都市計画道路の新設に関する工事及び道路改築工事並びに河川工事、都市計画公園の新設に関する工事、下水道工事が次のとおり完了するので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。
平成26年３月31日
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部
千葉地域担当推進役　佐々木公陽

特定公共施設の種類及び名称	工事の区域又は工事の区間	工事の種類	工事の完了の日
主要地方道鎌ケ谷本埜線	起点　千葉県印西市松虫字山王峠383番 終点　千葉県鎌ケ谷市初富字林跡928番の383	道路改築工事	平成26年３月31日
一般県道千葉ニュータウン北環状線	起点　千葉県印西市和泉字大木戸根1317番 終点　千葉県白井市根字念仏塚448番の４	道路改築工事	平成26年３月31日
一般県道船橋印西線	起点　千葉県印西市船尾字町田道添1537番の１ 終点　千葉県印西市大森字中口根方3174番の３	道路改築工事	平成26年３月31日
都市計画道路３・３・44号和泉草深線	起点　千葉県印西市和泉字小麦尻13番 終点　千葉県印西市草深字三夜脇1101番の２	道路新設工事	平成26年３月31日